

なら消費者ねっとニュース

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと
2022年1月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号

奈良県生活協同組合連合会内

Tel : 0742-34-3535 Fax : 0742-34-0043

発行責任者 北條 正崇

HP <http://www.narasn.org/>

NO. 20



新年のご挨拶

消費者被害が減ることを願って

特定非営利活動法人なら消費者ねっと理事長 北條 正崇

皆様、新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルスの影響で消費者の行動が制限されても消費者被害は減少しません。あたかもウイルスが変異するかのよう、詐欺業者・悪質業者は社会の変化や人々の行動の変化に応じて手口を変えて消費者被害を巻き起こします。新たな手口に対応するために、消費者契約法・特定商取引法などの消費者を守るための法律が改正されますが、それだけで被害をなくすことはできません。やはり、わたしたち消費者が被害にあわないための知識・知恵を身につけるとともに、支援が必要な方には関係機関のネットワークによる見守り支援が必要です。昨年の奈良弁護士会のシンポジウムによって今年は奈良でも見守りネットワークの構築が期待されます。

当法人は、本年も関係機関の皆様と連携させて頂きながら消費者教育に関する活動をはじめ様々な活動に取り組み、消費者被害を防止する抗体となれるよう尽力してまいります。

皆様には引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご健康とご多幸を何よりお祈り申し上げます。

奈良県消費者行政懇談会(第6回)を開催しました



11月1日 BONCHI にて奈良県消費者行政懇談会を開催しました。

「コロナ感染が沈静化しつつあり街にも活気が戻ってきた。これから団体の活動も力を入れたいので、行政・関係団体・消費者と協力ができるようこの懇談会で有意義な意見交換ができればと思う。」と北條理事長からのあいさつの後、な

ら消費者ねっとの昨年4月から1年半の活動について「教育事業はコロナの影響で機会が少なかったこと」「調査事業では数年ぶりに自治体の消費者行政アンケートに取り組んだこと」、「消費者の権利保護事業は活動が本格化するため、事案の収集や実施体制の確保などを検討中であること」などの報告がありました。奈良県からはライフステージ・スタイルに応じた消費者教育の推進など消費者教育推進計画第2期の取り組み状況や県内の特殊詐欺被害の状況について説明がありました。また消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の来年度県内設置をめざしていることが報告されました。奈良県消費者センターからは令和2年度の消費生活相談の概要(県受付分)について説明がありました。報告のあと、見守りネットワークなどについて意見交換しました。最後に「なら消費者ねっとが適格消費者団体の認定を目指して活動していることは県としても心強く、支援をしたい。連携協力を強めて取り組んでいけるようにしていきたい。」と常田課長から、今後の協力を求める閉会の挨拶をいただきました。

消費者にかかわる法律が改正されました

1 特定商取引法の改正（令和3年6月9日）

① 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策（未施行）

相談件数が急増している通販の定期購入商法について、以下の規制が導入されました。

- 期間や分量などの表示を義務づけ（11条、12条の6など）
- 定期購入でないと誤認させる表示の禁止（12条の6）
- 通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為（不実の告知）の禁止（13条の2）
- 人を誤認させる表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設（15条の4）
- 人を誤認させる表示や解除の妨害等を適格消費者団体の差止請求の対象に追加（58条の19）

② 送り付け商法対策（令和3年7月6日施行）

これまで契約していないのに商品を送り付けられた消費者は原則として14日間保管した後でなければ商品を処分することができませんでしたが、改正により直ちに処分（開封、消費、廃棄等）することが可能になりました（59条など）



③ 契約書面の電子交付など（未施行）

これまでクーリング・オフの通知は書面でしなければならないとされていましたが、電子メール等の電磁的方法によって通知することが可能になります（9条など）

また、事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電子メール等の電磁的方法で交付することが可能となります（4条など）

2 預託法の改正（令和3年6月9日、未施行）

豊田商事事件（金地金）、安愚楽牧場事件（和牛）、ジャパンライフ事件（磁気治療器）などで問題となった販売預託商法について、規制が強化されます。

- 販売を伴う預託等取引は原則禁止されます（9条、14条など）
（取引をするには広告や契約の前に内閣総理大臣の確認が必要となります。）
- 原則禁止の対象となる契約を民事的に無効とする制度の創設（14条など）
- 預託法の対象範囲の拡大

これまでは政令で貴金属、観賞用植物、家畜、健康食品、家庭用治療器などの政令が指定する商品が規制の対象でしたが、すべての物品が対象となります（2条）

これにより法律の名称も「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」から「預託等取引に関する法律」に改称されます。

あなたは
大丈夫？

相談窓口



新しく成人を迎えるみなさん、おめでとうございます。

成人になると、親の同意を得ず、自分の意思で自由に契約を結ぶことができるようになりますが、そんな皆さんを狙って悪質な業者による消費者トラブルも数多く発生します。

《若者に多い消費者トラブル事例》

- ・ SNS で見つけた痩身エステの無料体験に行ったところ、契約しなければ帰りにくい雰囲気になり、クレジットで 30 万円の契約をした。
- ・ 就職活動の帰りに路上で「就活に役立つ説明会がある」と声をかけられ参加したところ、高額な就活セミナーの契約をさせられてしまった。
- ・ マッチングアプリで知り合った男性から「僕がデザインしたジュエリーを見てほしい」と誘われ、40 万円のネックレスを購入してしまった。
- ・ 高校の先輩から「もうかる話がある」と電話があり久しぶりに会ったところ、投資用ソフトを勧められ、消費者金融でお金を借りて購入したがもうからない。



《トラブルにあわないために》

1. SNS の情報やネットの広告をうのみにするのではなく、契約前に契約書や規約などもよく読み、内容をよく理解して検討しましょう。
2. 必要のない契約ははっきりと断りましょう。「クレジット」や「フリーローン」を勧められても、後々返済に苦しむこととなります。「お金がない」なら契約はやめましょう。
3. もうけ話を信用しない！簡単に大金をかせることなどありえません。友人・知人からの誘いでもきっぱりと断りましょう。
4. 契約によっては、取消や解約ができる場合もあります。困ったときにはできるだけ早く消費生活センターなどへ相談してください。



*今年の4月からは、成年年齢が18才に引き下げられます。4月に新たに成人となる方も同様の被害にあわないよう、十分ご注意ください。

困ったときは一人で悩まず
消費者ホットライン
188

身近な消費生活窓口につながります。





2021年

活動報告

真菅北ひまわりサロン 消費者講座

橿原市社会福祉協議会では、いきいきと活動的な生活をおくるためのきっかけづくりとして地域での”集い”の場を定期的（毎月1回以上）に各地区の公民館・集会所等で開催されています。（開催日はサロンの運営委員会で決めています）その1つ「真菅北ひまわりサロン」からなら消費者ねつとに学習企画の依頼があり、9月28日橿原市中曾司本町会館で消費者講座を参加者32名で開催しました。



今回はグループあんあんさんのトイレ工事の悪質な高額請求などの寸劇と、沢井馨子相談員(当団体理事)によるコントから見えてくる消費者トラブルの解説や、クーリング・オフはがきの書き方の体験をしました。参加された方の多くは「自分は被害にあわない」と思っている方が多く、消費者センターを知らない方もおられましたが、寸劇と解説を熱心



に聞いていただき消費者被害について知る機会となりました。多くの方が集まる場で少しでも消費者被害について知っていただく機会がこれからも持てたらと思っています。



見守り
新鮮情報

スマホの**通信費**が前月より2万円ほど**高かった**ので、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMSを送信していたと判明した。

数カ月前に「**荷物**を預かっている」というSMSが届き、URLをタップした。そのときに不審なアプリをダウンロードしてしまったのかもしれない。(70歳代 女性)

©Kurosaki Gen

宅配便業者を装ったSMS
URLにアクセスしないで

不当契約・不当解約・不当勧誘などの
消費者被害やトラブル情報をお寄せください

なら消費者ねつとでは、消費者被害の未然防止、拡大防止するために、消費者の正当な利益を害するような営業活動をしている事業者に改善等を求める活動を行っています。あなたのまわりの消費者トラブルや被害情報、おかしいと感じる事業者、営業活動、広告など、疑問に思ったことをお知らせください。

受付アドレス info@narasn.org

ひとこと助言

真偽を確認!

- 宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMS(ショートメッセージサービス)に、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより、自分のスマホが不正利用されるという被害が起きています。
- SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。電話窓口や公式ホームページ等で、宅配便業者の正式なサービスが調べ、真偽を確認しましょう。
- URLにアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認しましょう。また、IDやパスワード、暗証番号等の個人情報を入力してはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：農新文 見守り新鮮情報 第390号 (2021年4月13日) 発行：独立行政法人国民生活センター

奈良県内 特殊詐欺の発生状況

○令和3年度11月末

被害件数 93件

被害額 約3億1780万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より